（加算額対象者の届出）

**第三十三条の四**　法第三十条の二第四項の規定により同条第一項の請求があつたものとみなされた障害基礎年金の受給権者は、加算額対象者があるときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

2・3　（略）

（加算額対象者の障害状態該当の届出）

**第三十三条の五**　障害基礎年金の受給権者は、加算額対象者である十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が令第四条の六に定める障害の状態に該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二～五　（略）

2　（略）

（加算額対象者の不該当の届出）

**第三十三条の六**　障害基礎年金の受給権者は、加算額対象者が法第三十三条の二第三項各号（第六号及び第八号を除く。以下この条において同じ。）のいずれかに該当するに至つたときは、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二～四　（略）

（障害状態不該当の届出）

**第三十三条の七**　障害基礎年金の受給権者は、厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の八に定める障害の状態に該当しなくなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

2・3　（略）

（支給停止事由該当の届出）

**第三十四条**　障害基礎年金の受給権者は、法第三十六条第一項の規定に該当したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

2・3　（略）

（加算額対象者の届出）

**第三十三条の四**　法第三十条の二第四項の規定により同条第一項の請求があつたものとみなされた障害基礎年金の受給権者は、加算額対象者があるときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　基礎年金番号

二・三　（略）

2・3　（略）

（加算額対象者の障害状態該当の届出）

**第三十三条の五**　障害基礎年金の受給権者は、加算額対象者である十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が令第四条の六に定める障害の状態に該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　基礎年金番号

二～五　（略）

2　（略）

（加算額対象者の不該当の届出）

**第三十三条の六**　障害基礎年金の受給権者は、加算額対象者が法第三十三条の二第三項各号（第六号及び第八号を除く。以下この条において同じ。）のいずれかに該当するに至つたときは、当該事実があつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　基礎年金番号

二～四　（略）

（障害状態不該当の届出）

**第三十三条の七**　障害基礎年金の受給権者は、厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の八に定める障害の状態に該当しなくなつたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　基礎年金番号

二・三　（略）

2・3　（略）

（支給停止事由該当の届出）

**第三十四条**　障害基礎年金の受給権者は、法第三十六条第一項の規定に該当したときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　基礎年金番号

二・三　（略）

2・3　（略）